

居宅介護支援事業所を運営する法人 代表者 様

居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に関する届出について

鳥取県福祉保健部長寿社会課
介護サービス事業・施設担当
電話：0857-26-7175

本県の高齢者福祉の実施について、日頃、御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算については、全ての居宅介護支援事業者が毎年度2回、判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象として判定を行う必要があり、減算に該当する場合は、その判定結果を指定権者に届け出る必要があります。

この特定事業所集中減算の判定結果届出について、事業者の皆様から届出の参考様式を示して欲しいとの声を受け、別添のとおり参考様式を作成いたしましたのでご活用ください。

なお、別添はあくまで参考様式ですので、既に判定及び届出書類を作成している場合など、別添の様式以外による届出も可能としますが、別様式の場合でも次の①～⑤に掲げる事項を記載し、(i)又は(ii)に該当する場合には、それぞれに示した書類を添付してください。

判定及び届出に用いた書類は、減算に該当するか否かに関わらず、5年間の保存が必要です。

また、届出書の内容について、実地調査等させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【届出に記載すべき事項】

- ① 判定期間における居宅サービス計画の総数 (A)
- ② 訪問介護サービス等のそれぞれが位置づけられた居宅サービス計画数
- ③ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置づけられた居宅サービス計画数 (B) 並びに紹介率最高法人の名称、所在地、代表者名及び事業所名、事業所番号
- ④ 事業所ごとに、それぞれのサービスごとに次の計算式で計算した値 (小数点第2位以下を切り捨て)
$$\{(B) \div (A)\} \times 100$$
- ⑤ ④が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由
※鳥取県における正当な理由の取扱いについては、県長寿社会課のホームページをご確認ください。

【県長寿社会課ホームページ】

とりネット>長寿社会課>介護サービス事業所の指定・様式介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出について>居宅介護支援の特定事業所集中減算について

<http://www.pref.tottori.lg.jp/179182.htm>

【添付書類】

(i) 「正当な理由」として、「1」を選択した場合

該当するサービス及び居宅介護支援事業所の通常の実施地域、居宅介護支援事業所の通常の実施地域に所在する当該サービスの事業所を記載した書類

(ii) 「正当な理由」として、「5 (エ)」を選択した場合

利用者から理由書の提出を受け、地域ケア会議等で支援内容について意見・助言を受けていることを検証できる書類

(例：任意の利用者(1名以上)の理由書(写し)及び地域ケア会議等の議事録(写し))

<鳥取県における「正当な理由」の判断基準>

番号	判断基準
1	居宅介護支援事業所の通常の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合。
2	特別地域居宅介護支援加算を受けている居宅介護支援事業所である場合。
3	判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画数が20件以下であるなど居宅介護支援事業所が小規模である場合。
4	判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合。
5 (ア)	訪問介護における特定事業所加算を受けている。
5 (イ)	通所介護において、併設の介護予防通所介護事業所が個別機能訓練加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算の全てを受けている。
5 (ウ)	通所リハビリテーションにおいて、併設の介護予防通所リハビリテーション事業所が栄養改善加算、口腔機能向上加算の全てを受けている。
5 (エ)	利用者から質の高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている。

<届出・問い合わせ先>

事業所の所在地	担当	所在地	電話番号
東部地区	鳥取市 福祉部指導監査室	〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	0857-30-8204
中部地区	中部総合事務所 県民福祉局共生社会推進課	〒682-0802 倉吉市東巖城町 2	0858-23-3128
西部地区 ※南部町、伯耆町、 日吉津村を除く。	西部総合事務所 県民福祉局共生社会推進課	〒683-0054 米子市糺町 1 丁目 160	0859-31-9334
南部町、伯耆町、 日吉津村	南部箕蚊屋広域連合 事務局	〒683-0351 西伯郡南部町法勝寺 377-1	0859-39-6222